

未利用県有地売却に関する企画提案業務委託契約書（案）

広島県を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、次のとおり未利用県有地売却に関する企画提案業務委託契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、令和元年度未利用県有地売却に関する企画提案業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

（業務内容）

第2条 甲は、委託業務の実施に関して必要な事項を乙（乙の使用者を含む。以下同じ。）に指示するものとし、乙は、委託業務を別紙「未利用県有地売却に関する企画提案業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って、誠実に実施しなければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結日から令和2年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務の実施に要する費用（以下「基礎報酬」という。）として、金_____円（取引に係る消費税額及び地方消費税相当額金_____円を含む。）を、乙に支払うものとする。

2 乙の企画提案に基づいて甲が実施する一般競争入札において、乙の査定価格をもとに甲が定める売却予定価格以上の額で委託財産（甲が業務委託することを決定し、又は業務委託した財産をいう。以下同じ。）を売却できた場合、購入者が乙（役員及び役員と生計を一にする者を含む。）又は乙の従業員若しくは従業員と生計を一にする者である場合を除き、甲は、委託財産の売買価格を次の表の左欄に掲げる金額に区分して、各欄に相当する金額部分に対して同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとし、消費税及び地方消費税相当額を含む。）の成功報酬を、乙に支払うものとする。

区 分	割 合
5,000万円以下の金額	1,000分の30
5,000万円を超え、10億円以下の金額	1,000分の25
10億円を超える金額	1,000分の20

3 委託財産の買受人から甲へ売買代金が全額納入され、かつ、甲が所有権移転登記を完了したときをもって売却手続が完了したものとする。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（成果品の提出）

第7条 乙は、令和元年10月18日までに、仕様書に定める成果品を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による成果品の提出を受けた場合は、成果品がこの契約に適合するものであるかについて検査を実施する。

3 乙は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように修補して甲の検査を受けなければならない。

4 甲は、乙の企画提案に基づいて一般競争入札を実施したときは、落札又は不落札の別及び落札価格を速やかに乙に通知するものとする。

5 甲は、第5条第3項に規定する売却手続が完了したときは、同条第2項の規定に基づいて算定した成功報酬額を、速やかに乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、速やかに基礎報酬に係る請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に基礎報酬を乙に支払うものとする。

2 乙は、前条第5項の規定による通知を受けたときは、速やかに成功報酬に係る請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に成功報酬を乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 前項の委託料について、甲の責めに帰すべき事由により甲が支払期日までに乙に対して支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じて、未払の委託料につき2.7パーセント(算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。))がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が第7条第1項に定める期限までに成果品を提出する見込みがないと認められるとき。
- (3) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- (5) この契約締結後の事情の変更その他特別の必要が生じたとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合には、第5条第1項に定める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(損害賠償)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により第3条に定める契約期間内に委託業務を完了しない場合は、遅延日数に応じ、甲が委託業務の未履行部分に相当する委託料として定める額につき年14.5パーセントの割合（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする）で算定した金額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

(天災などによる履行不能)

第13条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の実施に際し知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(実地調査など)

第16条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

2 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(損害の負担)

第17条 乙が委託業務を実施するに際して、自己の責めにより甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙がその賠償を負うものとする。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、甲の決定するところによる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙とがそれぞれ記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 (宅地建物取引業者)
免許証番号
主たる事務所の所在地
商号(名称)
代表者職氏名

⑩

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務の再委託)

第9 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第10 受注者は、発注者の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。